

前回調整委員会(11/5開催)における主な意見と「富山県障害者差別解消  
ガイドライン(案)」への反映

項目	意見・提案の内容	ご意見に対する考え方
Ⅲ1(1)各分野共通	次のものを加えてはどうか。 「直接的具体的な細かい表記をする」 主として発達障害の人については、必要なことを具体的に手順を追って説明する必要がある。	ご意見を踏まえ、次のとおり事例を追加しました。 「一度に複数のことを説明するのではなく、障害の特性に応じて、一つずつ具体的に順を追って説明する。」
Ⅲ1(5)労働・雇用	精神障害者の就労についての問題点についても整理が必要である	現段階では具体例の記載は難しいため、ガイドラインへの追記は行いませんが、今後の参考とさせていただきます。
Ⅲ1(8)交通機関利用	<鉄道>について、ガイドラインとして具体的な事例を示すとの事ですが、「正当な理由に基づき」の具体例の記載がないため、主体・客体が不明で、文章の意味が理解しづらい。 また、他の項目等の「差別ではないと考えられる」具体的事例の文章中では、「正当な理由に基づき」という使い方はなく、具体的事例を記載した方が事業者等に対して親切であり、文章の意味の理解ができるのでは。(事業者側にも配慮を)	ご意見及び国交省パブコメ結果を踏まえ、差別ではないと考えられる具体的事例を追記するなどの修正を行いました。
	「使用」と「利用」の語句は、統一した方が良いのではないかと。「列車に乗車する場合」自体が、利用者側なのか、事業者側なのか判断できかねる使い方であり、「乗車させる場合」では利用者軽視の問題が生じる。 2つの文章の頭を揃えようとせず、具体的事例を入れて構成すればいいのではないかと。	ご意見を踏まえ、「使用」に統一し、修正しました。
	視覚障害者の移動について、公共交通機関が発達しているところが限られている富山県内における、車で移動するしかない場所での、車に乗れない視覚障害者への合理的配慮について、この中で表現していただけるとありがたい。	ご意見の内容については、過重な負担となる可能性が高いことから、事例の追加は行いませんが、今後の参考とさせていただきます。
Ⅲ1(10)情報提供、(11)意思表示の受領	「知的障害、発達障害、言語障害のある人に対し、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにして、自己選択・自己決定を支援する。」とあるが、障害の特性を考えると、「いいですか」と聞いたら「はい」と答える人が少なからずいると思われる。むしろ誘導であり、必ずしも自己選択・自己決定を支援しないので、文言上の配慮が必要。	ご意見を踏まえ、削除しました。
	知的障害や身体障害への言及が多いが、企業側としては精神障害に関する部分を十分に入れてほしい。精神障害は特に目に見えない部分がとても大きいので、精神障害の人たちへの接し方について、もう少し専門的立場でこのガイドラインに盛り込んでもらえないか。	Ⅲ2(7)精神障害として、主な特性や障害特性を踏まえた対応について記載しているほか、コラムとして、主な精神障害についてまとめております。

項目	意見・提案の内容	ご意見に対する考え方
Ⅲ 1 (10) 情報提供、(11) 意思表示の受領	<p>精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病についての相談員や相談体制については、より明確な記述が必要</p>	<p>精神障害や発達障害、高次脳機能障害、難病などの専門的な相談は、広域専門相談員が対応します。          なお、相談体制や相談員については、Ⅳ相談体制と紛争解決に記載しています。</p>
	<p>県条例では「何人も」と規定しているものの、本ガイドライン(たたき台)では、行政機関等と事業者に関する具体例が多くを占めており、それ以外の人、いわば県民はどうすればよいかわからない。          差別の禁止は、日常生活や社会生活に関するすべての分野が対象とされ、何人にも義務付けられているのだから、精神論だけとしても、いくばくかの記載があってもよいのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、県民の取組みについて、コラム(県民挙げての取組みに)として追記しました。</p>